

# 重要事項説明書

## 1 目的及び内容

事業者は、以下の目的により業務の提供をさせていただきます。

- ① 利用者の体調等に応じたサービスの提供を致します。
- ② 利用者の選択に基づいたサービスの提供を致します。  
(居宅サービス計画に位置付けるサービスについて複数の事業所の紹介を求めると  
や位置づけられた当該事業所についてその理由を求めることができます)
- ③ 介護保険法等の関係法令に従いサービスの提供を致します。
- ④ 各事業所との連携により適切なサービスの提供を致します。
- ⑤ 入退院、退所時において医療機関等の職員と面談し情報提供を得たうえで  
居宅サービス計画を作成し、サービスの提供を行います
- ⑥ 悪性腫瘍などの終末期の利用者の体調・家族や状況の変化に応じ  
主治医等と連携を図り適切なサービスを提供致します。

## 2 事業所の職員体制

管理者 1名(兼任) 管理・監督・指導  
介護支援専門員 4名以上 居宅サービス計画の作成

## 3 サービス提供時間

営業日 月曜日～金曜日とする。但し国民の祝日国民の休日

夏季特別休暇 3日間

年末年始 (12月30日～1月4日)を除く

営業時間 8時30分～17時30分 (但し24時間連絡可能な体制)

## 4 利用料

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、サービス利用料金は別紙の通りです。介護保険のサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により事業者が介護保険からのサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金に相当する金額を受領することとします。

## 5 守秘義務

事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た情報及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この守秘義務は契約終了後も同様です

サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得ます

## 6 事故発生時の対応

利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます

利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りではありません

## 7 緊急時の対応

サービス提供時に事故・体調の急変等が生じた場合は、家族、救急医療機関、かかりつけ医に連絡し、対応致します。(別紙に記入)

## 8 相談・苦情・ハラスメント等の窓口

事業所は提供した指定居宅介護支援に対する利用者またはその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応する必要な措置を講じます

担当者 今井 尚美  
電話 0134-65-5511  
携帯 080-5836-1378  
FAX 0134-65-5512

## 9 公的機関の窓口

### 小樽市役所 介護保険課

所在地 小樽市花園2丁目22番7号

電話 0134-32-4111 (内線455)

FAX 0134-27-6711

### 後志総合振興局 社会福祉課

所在地 虻田郡倶知安町北1条2丁目

電話 0136-23-1936

FAX 0136-22-5846

### 北海道国民健康保険団体連合(国保連) 苦情相談

所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館

電話 011-231-5175

FAX 011-233-2178

## 10 事業所の概要

法人名 小樽総合介護サービス有限公司

代表者氏名 林 義昭

### 運営事業の概要

訪問介護 介護予防訪問介護 障害福祉サービス：ヘルパーステーション若葉

## 11 第三者による評価の状況 無

## 12 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する事項

- ・事業所は利用者の人権擁護・虐待等の防止・身体拘束等の適正化のため委員会を設立し研修等行います
- ・サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報いたします
- ・基本的には身体拘束は行いません。ただし利用者の又は他の利用者等の生命または身体保護するため緊急かつやむを得ない場合は身体拘束等行うものとします。身体拘束等を行う場合と実施状況を記録します。

## 13 事業継続計画

事業計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともにその計画に従い必要な研修及び訓練を実施しています。

## 14 感染症に関する研修・衛生管理

- ・感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する介護等においてその対策を協議し、対応指針等の作成をしています。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めています。
- ・職員の清潔保持や健康状態（健康診断など）について職場環境を整備しています。

## 重要事項の説明確認同意書

説明をした担当者名 \_\_\_\_\_ 印

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代筆者 氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

理由 \_\_\_\_\_